

平成25年度税制改正要望について

基本的考え方

- 石油産業には年間5兆円を超える巨額な税が課せられ、復興途上にあるわが国の国民生活と産業活動を圧迫している。
- 地球温暖化対策税の導入が決定し、将来的な消費税増税も見込まれる中、石油関連諸税のこれ以上の負担は断固として反対。

重要事項

【Ⅰ. 製油所内で発生する副生ガスに係る石油石炭税還付制度の創設】

- 製油所で発生する副生ガスは、原料にも製品にもならず、本来課税対象とすべきではない。欧米主要国で課税している国はなく、海外との不利な競争を強いている税制を是正する観点から、副生ガスに係る石油石炭税を還付する制度を創設されたい。

【Ⅱ. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけTAX ON TAXの排除を直ちに実施すべき】

- 消費増税を含む社会保障・税一体改革に関する議論がなされるなか、消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけTAX ON TAXを直ちに排除すべき。

【Ⅲ. 天然ガス自動車をはじめとした自動車燃料等に対する課税の公平性確保】

- 自動車用の天然ガスや電気は自動車燃料税の課税対象となっておらず、ガソリンおよび軽油との課税の公平性を著しく欠いている。中でもCNG自動車は、既に4万台超の普及があり、自動車の社会的費用の負担や、米国・英国等の多くの欧米主要国で既に課税実態があることを踏まえ、速やかに課税すべき。

【Ⅳ. ガソリン税・軽油引取税の軽減】

- ① 課税根拠を喪失したガソリン税・軽油引取税については、本則税率上乘せ分を直ちに廃止すべき。
- ② ガソリン税・軽油引取税の環境税化に反対。

【Ⅴ. バイオETBEガソリンのガソリン税免税制度の延長】

- バイオETBE配合ガソリンに係るエタノール相当分のガソリン税免税制度を5年間延長されたい

その他主要事項

- ① バイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限延長
- ② 農林漁業用A重油に係る石油石炭税還付・輸入免税制度の恒久化
- ③ 法人実効税率の引き下げ 等